

社会福祉法人清照会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清照会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、定款第15条第2項に基づき置かれる理事をいう。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 役員等とは、第1号の役員及び第5号の評議員をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。なお、費用は報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 非常勤の理事 報酬（ただし、第4条第1項において定める委託業務の対価を除く）。
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会、評議員会等の会議に出席した場合は、非常勤の理事に準じて報酬を支給することができる。

(委託業務の対価としての報酬)

第4条 理事が、その有する国家資格等による職業の専門性等に基づいて、この法人との間で業務委託契約を締結する場合には、当該理事に対して、委託業務の対価として報酬を支払うことができる。

2 前項の場合において、当該理事は、契約の締結に先立って、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号の規定に従い、理事会において、当該業務委託契約についての重要な事実を開示し、その承認を受けるものとする。

- 3 第1項の場合において、当該理事は、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第92条第2項の規定に従い、当該業務委託契約の期間の満了後、遅滞なく、当該業務委託契約についての重要な事実を理事会に報告するものとする。
- 4 第1項の場合において、当該理事は、契約の締結に先立って、評議員会において、当該業務委託契約についての重要な事実を開示し、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び社会福祉法第45条の35第2項の規定に従いその承認を受けるとともに、当該業務委託契約の期間の満了後、当該業務委託についての重要な事実を評議員会に報告するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額(第4条第1項において定める委託業務の対価を除く)は、年間250万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 5 個々の理事に対する報酬(第4条第1項において定める委託業務の対価を除く)は、別表2に定める額とする。
- 6 個々の監事に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等(この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事を除く)がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等(この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事を除く)には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。以下において同じ。)を、旅費規程における施設長の区分に準じて、出張費として支払うことができる。
- 3 第1項の費用には、理事会、評議員会等の会議への出席に要した交通費は含まないものとする。ただし、当該交通費の額が会議への出席に対する報酬の額を上回った場合は、当該差額を支払うものとする。

(役員の実務証跡)

第7条 役員等(この法人の職員を兼務している常勤の理事を除く)は、法人業務を実施した証跡資料として、1カ月の間に実施した法人業務(理事会、評議員会等の会議への出席を除く)について、業務実施報告書を作成し、翌月初めに遅滞なくこの法人に提出するものとする。

- 2 役員等は、法人業務を実施した証跡資料として、理事会、評議員会等の会議に出席の際、会議出席確認書に記入し、会議当日にこの法人に提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 役員等の報酬等（第4条第1項において定める委託業務の対価としての報酬を除く。本条及び次条において同じ。）及び費用（旅費を除く。）は、前月の業務報告書、会議出席確認書等による業務の実績を基礎として、毎月10日に支払う。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等の理事会、評議員会等の会議への出席に対する報酬等は、必要の都度支払うことができる。
- 3 役員等の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第9条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給し又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除するとともに、本人から申し出のあった立替金等を加算して支払う。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定める。

附則

1. この規程は2019年6月23日から施行する。
2. この規程の施行の日から従前の「役員報酬及び役員費用弁償等に関する規程」を廃止する。

別表 1 (個々の評議員の報酬)

報酬の区分	報酬の額 (上限)
評議員会への出席報酬	日額 6,000 円
上記以外の法人業務に従事した場合の業務報酬	日額 16,000 円

(注) 定款に定める総額を超えることはできない。

別表 2 (個々の理事の報酬)

勤務形態	役職名	報酬の区分	報酬の額 (上限)
非常勤	理事長	理事会、評議員会等の会議への出席報酬	日額 6,000 円
		上記以外の法人業務に従事した場合の業務報酬	日額 27,000 円
	理事長以外の理事	理事会等の会議への出席報酬	日額 6,000 円
		上記以外の法人業務に従事した場合の業務報酬	日額 16,000 円
常勤	法人の職員を兼務している理事	正規の勤務時間外に開催される理事会、評議員会等の会議への出席報酬 (非常勤の理事に準ずる)	日額 6,000 円

(注) 1. 第 5 条第 3 項に定める総額を超えることはできない。

2. 第 4 条第 1 項において定める委託業務の対価としての報酬については、個別の契約により定める。

別表 3 (個々の監事の報酬)

勤務形態	職務の区分	報酬の区分	報酬の額 (上限)
非常勤	公認会計士等の会計に関する国家資格又は会計に関する相当の識見を有する人が会計監査に従事する場合など	理事会、評議員会等会議への出席報酬	日額 6,000 円
		決算会計監査に従事した場合の業務報酬	1 回 53,000 円
		随時会計監査に従事した場合の業務報酬	1 回 32,000 円
		上記以外の法人業務に従事した場合の業務報酬	日額 16,000 円
	上記以外の場合	理事会、評議員会等の会議への出席報酬	日額 6,000 円
		上記以外に監事監査、法人業務等に従事した場合の業務報酬	日額 16,000 円

(注) 第 5 条第 4 項に定める総額を超えることはできない。